

岩手県告示第477号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成23年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 久慈市宇部町第3地割120の15・120の17・120の56・120の84・120の150・121の63（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、120の118、121の64
- （2） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- （3） 解除の理由 道路用地とするため
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 久慈市宇部町第3地割121の65（次の図に示す部分に限る。）
- （2） 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- （3） 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。